

医療機関のデータバックアップ及び福岡県医師会診療情報 ネットワーク参加にかかる業務等に関する委託契約

契 約 書

(目的)

第1条 本契約は、医療機関（甲）が作成した診療情報／請求情報を外部保管する業務及び福岡県医師会診療情報ネットワーク事務局等からの問い合わせに対する回答業務を、公益社団法人福岡県医師会（乙）へ委託する際に必要な事項を定めるものである。

第2条 甲が乙に以下の業務について委託を行う。

- (1) 診療情報／請求情報の外部保管業務
 - (2) 福岡県医師会診療情報ネットワーク事務局からの問合せに関する回答業務
 - (3) 医療機関が依頼を受けた各種アンケート調査等に対する回答業務
- なお、上記の業務は医療機関側等からの指示に基づき実施する

(委託先としての責務)

第3条 乙は、本委託契約で取り扱う情報に関しては、経済産業省所定の「医療情報を受託管理する情報処理事業者向けガイドライン（以下「ガイドライン」という。）」に基づき秘匿性を確保するものとする。

また、乙は、甲の保有する個人情報や、委託を受けた業務内で甲から開示の指示された作業内容を除き、第三者に開示しないものとする。

(外部保管について)

第4条 第2条1項に示した業務の内容は以下の通りとする。

- (1) 甲から所定の方法で送付されてきた情報について、乙が所有する建物内サーバーに置いて保管するものとする。
- (2) 甲は保管されたデータについて、乙にコピーを作成し、甲に届ける事を依頼できる。
- (3) データの送付は甲の責任で行う。
- (4) 外部保管するデータは標準化された診療情報データ（SS-MIX2形式）及び、診療報酬請求様データ（電子レセプトデータ）の2種類とする。但し、標準化された診療情報データについて、拡張ストレージに含まれる部分についてはその内容は別途協議する。
- (5) 乙は作業を実施する際、複数医療機関を混在して管理しない、複数医療機関の作業を同時に行わない等ガイドラインに則した運用を行う。

(回答業務について)

第5条 第2条2項及び3項に示した業務の内容は以下の通りとする。

- (1) 乙は外部保管されたデータを利用して、甲の指示を受け外部から問い合わせに対して必要な情報処理を行い、回答を行う。
- (2) 甲はあらかじめ乙が回答業務を実施する問い合わせ内容を乙に提示する。
- (3) 乙は作業完了後に作業報告書を作成し、作業内容を甲が確認を行う。

(規程)

- 第6条 第2条の委託作業について、本契約で記載されていない詳細については乙が「委託業務 処理規程」を作成し、そこに定めるものとする。
- 2 乙が定める「委託業務処理規程」について変更が行われる場合、少なくとも一ヶ月前にその内容について甲に通知することとする。

(費用)

- 第7条 本契約において甲が乙に対し委託業務処理規定に示された利用料金を支払うものとする。
- なお、診療報酬請求様データ（電子レセプトデータ）のバックアップ業務委託については、甲は乙に対し利用料金を支払うことがないものとする（システム利用に関する利用料は無料とする。）

(契約解除)

- 第8条 乙は甲が次の事項のいずれかに該当したときは、契約を解除できるものとする。
- (1) 本契約の責務を履行しなかった場合
- (2) 法令等の各条項に違反したとき
- 2 甲は契約の解除を希望する場合、この契約を解除できるものとする。
- 3 契約解除の際の手続きについては「委託業務処理規程」に定める。

(契約期間)

- 第9条 本契約は、契約締結日から発効し、以後1年間有効とする。
- 2 期間については、甲から特に申し出等がない場合は自動的に1年ごと延長されるものとする。

(本契約に定めのない事項)

- 第10条 本契約に定めのない事項に関して調整／確認が必要な場合には甲及び乙で協議を行い、解決を図るものとする。

本契約締結の証として本書二通を作成し、甲乙記名捺印の上、各一通を保管する。

年 月 日

(甲) 医療機関名

住 所

代 表 者

印

(乙) 公益社団法人 福岡県医師会

住 所 福岡県福岡市博多区博多駅南2丁目9-30

代 表 者 会長 蓮澤 浩明 印